

令和7年度さぬきこどもの国広告事業仕様書

1 広告を掲出することができる位置及び面積

別添の各広告掲出可能箇所（①～⑨）ごとに示す範囲内において応募者が希望する位置及び面積。

なお、県が用意するパンフレットスタンドの種類及び台数は次のとおりとする。

- ・種類 ポスター掲示板付きパンフレットラック
- ・規格等 掲示板：B1サイズ対応
ラック：A4サイズ3列1段
- ・台数 3台

掲示板付きパンフレットラック

(右図イメージ)



2 広告の規格及び数量

上記1の範囲内において、規格及び数量は特に制限しない。

3 広告掲出可能箇所のうち行政財産の使用の許可が必要な場所とその使用料額

行政財産の使用許可が必要な設置場所	使用可能な面積
① 児童館1階出入口	15.75㎡
② 授乳室	1.78㎡
⑤ 児童館2階女子トイレ外側壁面	4.50㎡
⑦ サイクルセンター壁面（東側）	7.29㎡
⑧ サイクルセンター壁面（南側）	4.03㎡

※上記の使用可能面積すべてを使用した場合の行政財産の使用料額

453,696円（年額13,344円/㎡×34㎡）

4 特記事項

- ・ 壁面への広告は、安全が確保される状態で壁面に固定すること。
- ・ 香川県広告事業実施要綱第4条、香川県広告事業実施基準第2に定めるもののほか、次のいずれかに該当する広告は掲示することができない。
 - (1) 青少年の福祉を阻害するおそれのあるもの
 - (2) その他さぬきこどもの国(児童館)の運営の阻害になると認められるもの
- ・ 電気を使用して広告効果を高めることはできない。
- ・ 広告掲示用物品への広告物(パンフレット等)の補充等、広告の維持管理は広告取扱業者が行うものとする。また、広告の掲示に係るすべての責任は、広告取扱業者が負うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項、又は広告掲出の実施にあたり疑義が生じた場合は、県と協議により解決を図るものとする。
- ・ 行政財産の使用料及び広告料は、令和7年4月30日までに納入するものとする。
(ただし、広告料は金額により半期単位での分割払いの協議に応じる。)

(別添)

さぬきこどもの国 広告掲出可能箇所

【児童館1階】①、②、③、④

①児童館1階出入口

児童館から芝生広場に通じる
出入口全3箇所。

*掲出可能場所

各出入口（A、B、C）の
左右（ア、イ）壁面で、白点
線（写真下）の範囲内

A B C

ア、イとも

（高さ 1.05m×幅 2.5m）



②（授乳室）

*掲出可能場所

授乳室内で、写真（右）白線の
範囲内。

（高さ 1.05m×幅 1.7m）



③ (美術工房 横)

* 掲出可能場所

ポスター掲示板付き
パンフレットラック (1台)
写真 (右)



④ (こども劇場 横)

* 掲出可能場所

ポスター掲示板付き
パンフレットラック (1台)
写真 (右)



【児童館2階】⑤、⑥

⑤ 児童館2階女子トイレ外側壁面

* 掲出可能場所

写真 (右) 白線の範囲内。

(高さ 1.5m × 幅 3.0m)



- ⑥ エントランスホール
*掲出可能場所
ポスター掲示板付き
パンフレットラック (1台)
写真 (右)



【サイクルセンター】⑦、⑧

- ⑦ サイクルセンター壁面 (東側)
*掲出可能場所
写真 (右) 白線の範囲内。

(高さ 2.7m×幅 2.7m)



- ⑧ サイクルセンター壁面 (南側)
*掲出可能場所
写真 (右) 白線の範囲内。

(高さ 1.3m×幅 3.1m)



【芝生広場】⑨

⑨ 電車両内

* 掲出可能場所

車両内中吊り (計 5 箇所)

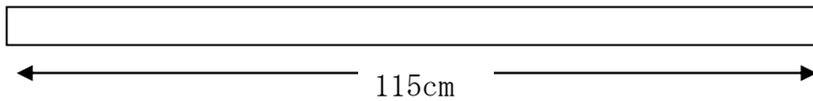
白点線部分 (写真下)

⑨ 琴電車両内

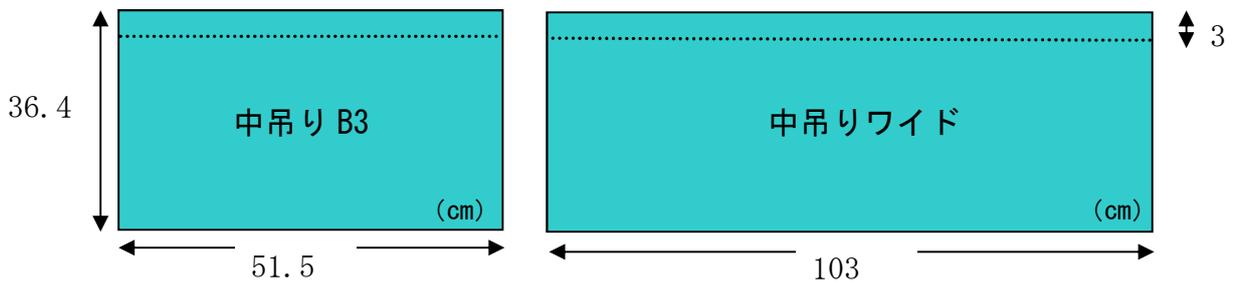


* 掲出可能ポスター

B 3 サイズポスター 2 枚分まで掲示可能

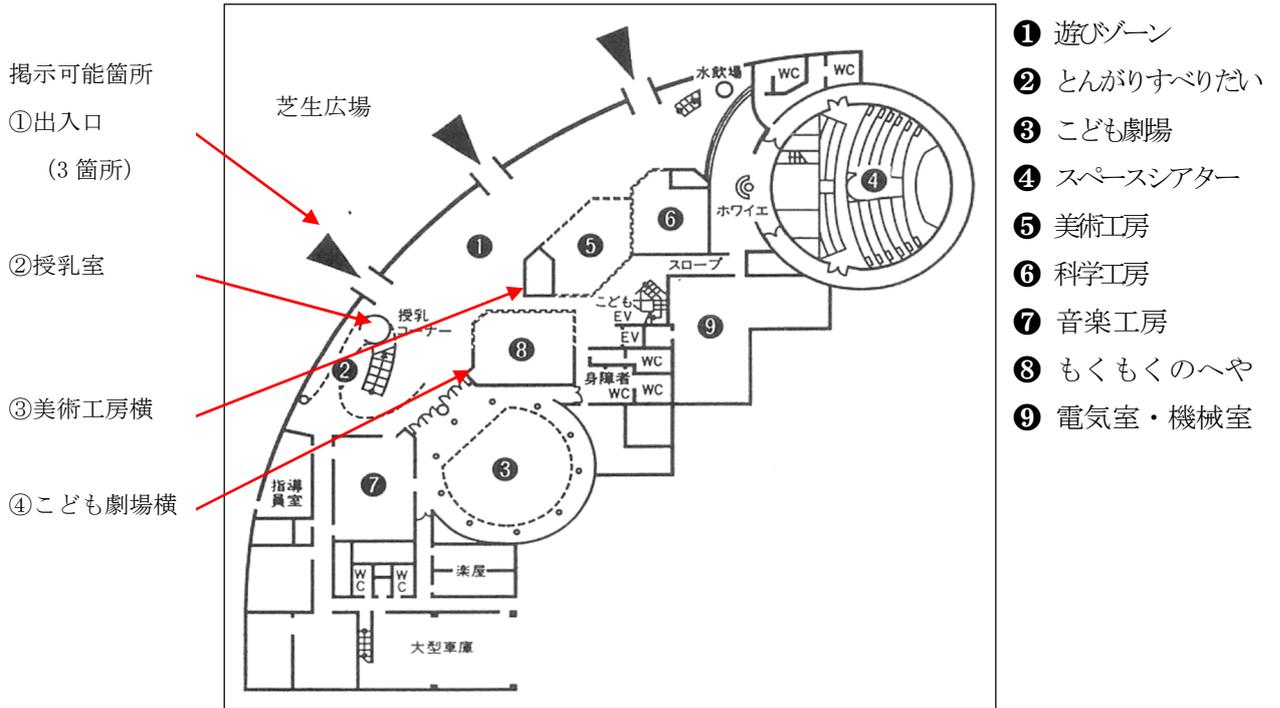


参考) ポスターサイズ

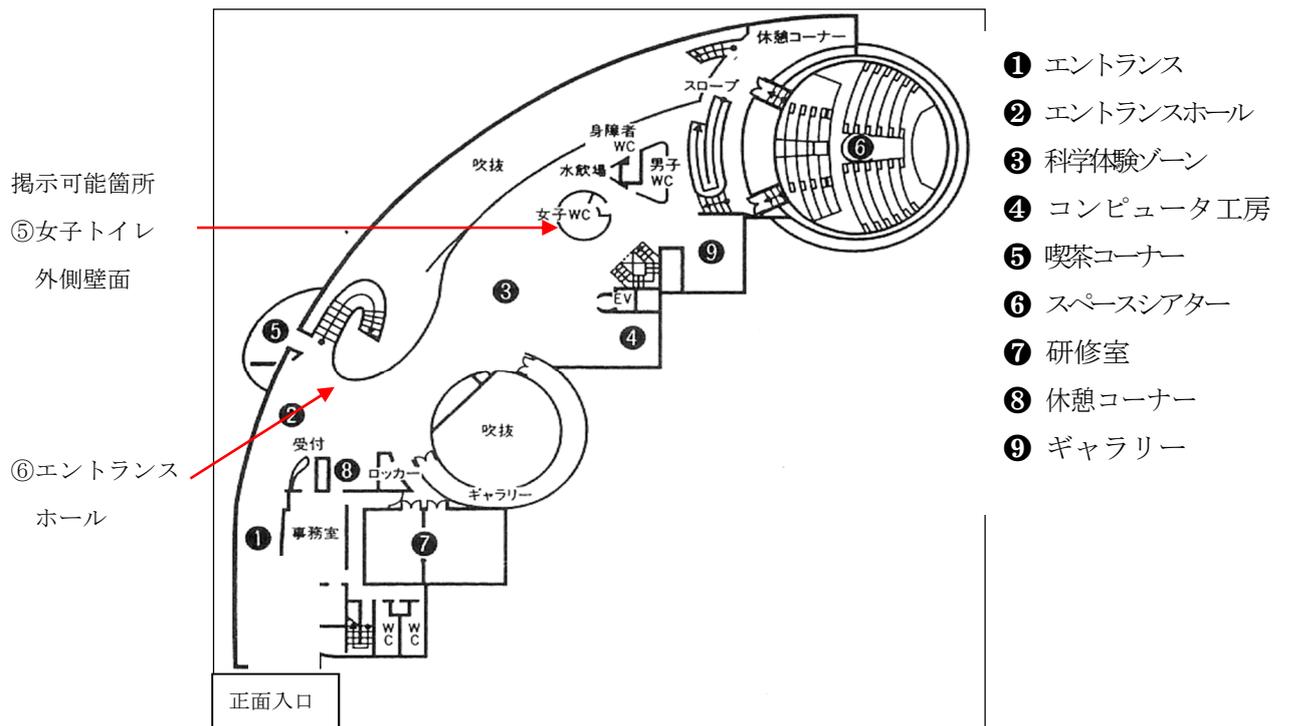


【平面図】

わくわく児童館 1階フロアの概要



わくわく児童館 2階フロアの概要

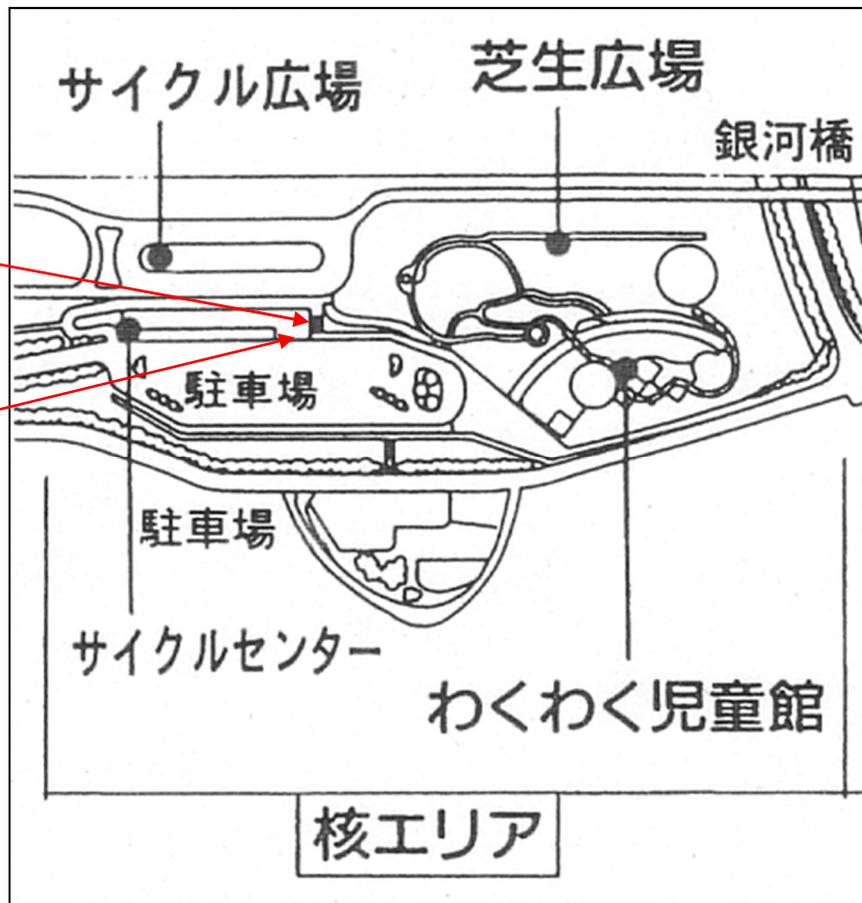


サイクルセンター

掲示可能箇所

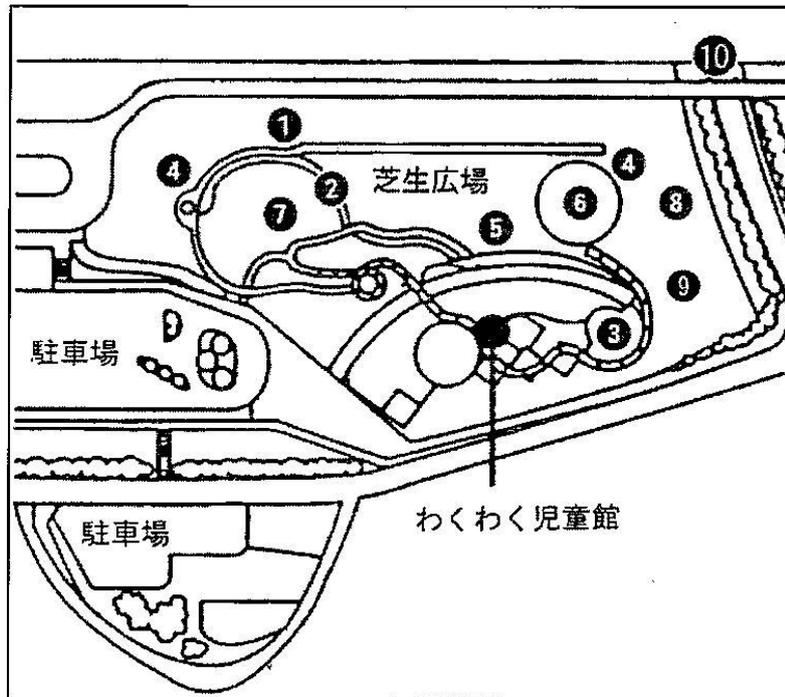
⑦東側壁面

⑧南側壁面



芝生広場

掲示可能箇所
⑨琴電車両内



- ① スカイウェイ
- ② ミルキーウェイ
- ③ チューブ遊具
- ④ 発見の塔（2基）
- ⑤ 木製テラス
- ⑥ 多目的広場
- ⑦ かくれん棒
- ⑧ 幼児遊具
- ⑨ 琴電車両 60形 26号
- ⑩ 銀河橋